

WCO（世界税関機構）における 国際貿易の安全確保と貿易円滑化への取組みについて

関税局参事官室（国際機構担当）
課長補佐 山岡 時生

1. WCO の組織等

WCO は、各国税関制度の調和・統一と税関当局間の国際協力により国際貿易の発展に貢献することを目的に設立された税関・関税行政に関する唯一の専門的国際機関である。

本部はベルギーのブラッセルに設置され、2006年12月現在、加盟国は170ヶ国・地域（1952年に設立、我が国は1964年に加盟）、事務局には、事務局長以下120人を超える職員が従事している。これまで、財務省から、品目分類局長の他、専門職員及び専門アタッシェが派遣されており、現在は、御厨事務局長（2002年から現職、2007年から二期目）、3人の専門職員及び5人の専門アタッシェがWCO事務局の活動に貢献している。

なお、名称につき、従前は設立条約に基づきCCC（Customs Co-operation Council；関税協力理事会）と呼称されていたが、1994年から、加盟国の拡大により世界的な国際機関となったことを示すためWCO（World Customs Organization；世界税関機構）という名称を使用している。

2. WCO の主な活動

WCOの活動は、関税分類や税関手続に関する諸条約の作成・見直し、WTOが作成した関

税評価や原産地規則に関する協定の技術的検討、国際的な監視・取締りに関する税関協力、開発途上国への技術協力の推進等、多岐にわたっており、適正かつ迅速な通関を実現し、物流の円滑化を進めるために貢献してきた。さらに、2001年9月11日の米国同時多発テロを契機とし、近年は国際貿易サプライチェーンの安全確保と貿易円滑化の推進についても取り組んでいる。

3. 「国際貿易の安全確保及び円滑化のための基準の枠組み」の取組み

(1) 策定の背景

米国同時多発テロを契機に、米国は税関分野では、CSI（Container Security Initiative；海上コンテナに対するテロ対策）、24時間前ルール（外国港における船積み24時間前の積荷目録情報の提出を義務化）、C-TPAT（Customs-Trade Partnership Against Terrorism；米国の定める安全基準を満たす企業に貨物検査率の低下等の便益を付与）等の様々なテロ対策を開始した。さらには多国間においても、国際的なテロ対策の必要性への認識が高まり、2002年6月カナダのカナナスキス・サミットにおいて、陸上、海上及び航空輸送の保安の向上を促進するための「交通保安に関するG8協調行動」が合意された。

このイニシアティブの実施を確保するために、WCOにおいては「国際貿易サプライチェーンの安全確保及び貿易円滑化に関するタスクフォース」が設置され、税関当局及び民間で議論を行い、ISCM (Integrated Supply Chain Management; 統合されたサプライチェーン管理) ガイドライン等を策定した。

さらに2004年6月のWCO総会において、関税局長・長官クラスで構成されるハイレベル戦略グループ (HLSG; High Level Strategy Group) の設置を決議、それまでとりまとめられたガイドライン等の実施を促進するため、パッケージとして『国際貿易の安全確保及び円滑化のための「基準の枠組み」』(Framework of Standards to Secure and Facilitate Global Trade) の策定を開始し、2005年6月の総会で採択した。その後、ハイレベルでの民間との対話の必要性の認識から、民間協議グループ (PSCG; Private Sector Consultative Group) も設置され、HLSGとPSCGは定期的に意見交換を行ってきている。

(2) 「基準の枠組み」の内容

「基準の枠組み」は、タスク・フォースで策定されたISCMガイドラインや米国のCSI、24時間前ルール等の概念を取込んだものであり、特に下記の4つの主要要素を特定、当該要素に基づき、「税関相互の協力」として11基準及び「税関と民間とのパートナーシップ」として6基準を列記している (参考)。

- ① 電子的な事前貨物情報収集の国際標準化
- ② 国際的に整合性のとれたハイリスク貨物の選定

- ③ 輸出国における非破壊検知機器 (大型 X 線検査装置等) を使用した貨物検査の実施
- ④ 一定の基準を満たす民間企業に対する優遇措置の明確化

また、「基準の枠組み」には法的な拘束力はないが、関税局長・長官による実施の「意図表明」により、ガイドラインよりはコミットした形での実施が期待されている。なお、実施は、各加盟国における法的枠組みや能力に応じ段階的に実施することとなっている。

(3) AEO (Authorized Economic Operator; 認定された経済事業者)

「基準の枠組み」の4番目の主要要素であるAEO制度は、高度なセキュリティを保証する民間企業を特定し、税関において便益を与える制度である¹。当該制度を実施するための技術的ガイドラインである「AEOガイドライン」は、AEOの満たすべき要件、検証・認定手続き、優遇措置及び相互認証²について詳細に規定しており、2006年6月のWCO総会で採択された。

相互認証については、AEOとして認定される事業者の負担が軽減されるためビジネス界には早期実施を求める声があるが、現状においては、一部の国・地域間でパイロット・プロジェクト等実施の動きがある段階³である。

なお、我が国においても、AEOガイドラインを念頭におきつつ、現在有する税関制度 (特定輸出申告制度、簡易申告制度、保税制度等) の見直しを行い、輸出入者等の法令遵守等を反映した税関手続のあり方を検討しているところである。

(4) キャパシティ・ビルディング（能力構築）

現在、途上国における「基準の枠組み」の実施及び税関改革・近代化に向けた能力強化を支援するためのプログラムがキャパシティ・ビル

ディング局及びドナー国により進められているところであり、我が国もアジア大洋州地域メンバーを中心に「基準の枠組み」の実施支援を行っているところである。

- ¹ もともとは ISCM ガイドラインの検討の際に盛り込まれたアイデアであり、類似の制度として、米国の C-TPAT、EC の AEO (Authorized Economic Operator) 等があげられる。C-TPAT については、2001 年より任意の制度として開始されたが、本年 10 月に成立した SAFE Port Act を受け法令整備され、参加基準や便益が明確化されることが期待されている。EC の AEO 制度については、2005 年 5 月に発表された改正 EC 関税法及び 2006 年 12 月に発表された同法実施規則に規定されており、その大部分の条項が 2008 年 1 月に実施される予定。
- ² 相互認証は、税関分野においては比較的新しい概念であり、ある税関当局による決定や認定事項を別の税関当局が受入れるという仕組みである。WCO は、相互認証により、税関手続きの重複を避け、貿易円滑化に資することができることとし、AEO、監視及び電子証明書の 3 分野の相互認証を挙げている。AEO の相互認証は、ある税関当局が認定した AEO を別の税関当局が受入れ便益を付与、監視の相互認証は、輸出国税関での貨物検査結果等を輸入国税関が受容、電子証明書の相互認証については、税関への電子的申告等を輸出国税関及び輸入国税関双方が認めるといったもの。
- ³ 2006 年 9 月、EC と中国が、AEO 及び検査結果の相互認証、リスク評価の改善等を目標としたパイロット・プロジェクトの協議開始に合意。

(参考) 国際貿易の安全確保及び円滑化のための WCO 基準

■ ピラー 1：税関相互の協力における基準 (Customs-to-Customs [C to C])

1. 統合されたサプライチェーン管理

統合されたサプライチェーン管理に関する WCO 税関ガイドライン (ISCM ガイドライン) に概説されているように、税関当局は、統合された税関管理手続きに従うべき。

2. 貨物検査権限

税関当局は、当該国から、積出され、離れ、通過し (積荷状態のままを含む)、又は積替えられる貨物を検査する権限を有すべき。

3. 検査機器における近代的技術

非破壊検査 (NII) 機器及び放射線検知器は、可能な場合にはリスク評価に沿って、利用可能であり、検査を実施するために使用されるべき。この機器は、貿易の流れを阻害することなしに、迅速にハイ・リスクなコンテナ又は貨物を検査するために必要である。

4. リスク管理システム

税関当局は、潜在的にハイ・リスクな積荷を特定するためのリスク管理システムを確立し、そのシステムを電算化するべき。システムは、危険評価の認証、絞込みの決定、ベスト・プラクティスの明確化のための仕組みを含むべき。

5. ハイ・リスク貨物又はコンテナ

ハイ・リスク貨物及びコンテナの積荷とは、ロウ・リスクと考えるには情報が不十分であること、リスク判定のための情報がハイ・リスクを示していること、又は、安全確保に関連したデータ要素

に基づいたリスク評価手法が、ハイ・リスクとして特定しているような積荷を言う。

6. 事前電子情報

税関当局は、時間内に十分なリスク評価を実施するために、貨物及びコンテナの積荷に関する事前電子情報を必要とすべき。

7. 絞込みとコミュニケーション

税関当局は、共同の絞込みや選定のために、標準化された一連の絞込み基準の使用、互換性のある伝達手段及び／又は情報交換の仕組みを準備すべき。これらの要素は、将来における監視の相互認証システムの構築を支援する。

8. 達成度指標

税関当局は、審査された積荷の数、ハイ・リスクとした積荷の数、ハイ・リスクな積荷の検査の実施数、非破壊検査技術によるハイ・リスクな積荷の検査数、非破壊検査技術及び物理的手法によるハイ・リスクな積荷の検査数、物理的手法のみによるハイ・リスクな積荷の検査数、通関時間及び検査結果の異状の有無数を含む、しかしこれらに限定されるわけではない、達成度指標を有する統計的な報告を維持すべき。これらの報告は WCO により集約されるべき。

9. 安全評価

税関当局は、国際サプライチェーンにおける物品の動きに関する安全評価を実施するために、そして特定されたギャップの迅速な解決にコミットするために、他の管轄権を有する当局と共に取り組むべき。

10. 職員規律

税関当局及び他の管轄権を有する当局は、職員規律における腐敗の防止、違反の明確化及び対処のための計画を必要とすることを奨励されるべき。

11. 輸出安全検査

税関当局は、輸入国の妥当な要請により、ハイ・リスクなコンテナ及び貨物の輸出安全検査を実施すべき。

■ ピラー 2：税関と民間とのパートナーシップにおける基準

1. パートナーシップ

国際貿易サプライチェーンに係わっている認定された経済関連業者は、彼らの内部の方針及び手続きが、仕向地において税関管理から解放されるまでの間、積荷及びコンテナを危険にさらすことに対する十分な予防措置を提供していることを確保するため、事前に決定した安全確保の基準及びベスト・プラクティスに照らして測られる、自己評価プロセスに従事する。

2. 安全確保

認定された経済関連業者は、事前に決定された安全確保のベスト・プラクティスを、既存の民間のプラクティスに組み入れる。

3. 認定

税関当局は、貿易業界の代表と共に、認定された経済関連業者という地位を通じて民間ヘインセンティブを与える認証プロセス又はクオリティ認定手続きを作成する。

4. テクノロジー

全ての者は、近代的科学技術の円滑な使用を促進することによって貨物とコンテナの規律を維持する。

5. コミュニケーション

税関当局は、最低限の安全確保のための基準及びサプライチェーンの安全確保のためのベスト・プラクティスを促進するために、税関と民間とのパートナーシップ・プログラムを定期的に更新する。

6. 円滑化

税関当局は、税関領域から生じ、通過する国際貿易サプライチェーンの安全確保及び円滑化を最大化するために、認定された経済関連業者と協力的に作業を行う。